

地方公務員の給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書

今回の地方交付税の減額については、財源が足りないという理由ではなく、地方公務員も国家公務員と同様に給与を7.8%削減すべきとの考えに基づき提案されており、しかも防災・減災事業、地域の活性化の緊急課題に対応するため、国は給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定し計上するとしている。一方、地方は給与の削減を行わなければ、予算が減じられるだけであり、これは地方交付税法に照らしても問題視すべき行為である。

そもそも、地方公務員の給与は、地方公務員法に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与の削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに逆行するものである。ましてや、国の政策目的を達成するための手段として地方交付税を用いることは、地方固有の財源という性格を否定するものであり、地方自治への介入は断じて行うべきではない。

地方交付税の削減は財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けることになる。また、地方公務員給与の削減は中小・地場産業で働く労働者にも影響するとともに、地域経済の疲弊を深刻にするものである。

よって、国におかれては、地方の自主性を尊重するとともに、地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員の給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置をとることのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月26日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			